改正後

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価)

- 第三十五条の十一 行政執行法人は、毎事業年度の終了 後、当該事業年度における業務の実績について、主務大 臣の評価を受けなければならない。
- 2 行政執行法人は、前項の規定による評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。
- 3 行政執行法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 4 行政執行法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する事項の実施状況及び当該事項の実施状況について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の評価は、第一項に規定する業務の 実績又は第二項に規定する事項の実施状況について総 合的な評定を付して、行わなければならない。

附 則

(業績評価等に関する経過措置)

第十一条

- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び 第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった 独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係 る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項 までの規定は、施行日において行政執行法人となった独 立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間 に係る業務の実績に関する評価について準用する。この 場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間 で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通 則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六 号)による改正前の第二十九条第二項第一号に規定する 中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定 める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とある のは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同 条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」 とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当 該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」と あるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み 替えるものとする。
- 第十二条 旧法第三十五条の規定は、施行日において行政 執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中 期目標の期間については、適用しない。

改正前

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところに より、各事業年度における業務の実績について、評価 委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施 状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及 び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の 実績の全体について総合的な評定をして、行わなければ ならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果 について、必要があると認めるときは、当該評価委員会 に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところに より、中期目標の期間における業務の実績について、評 価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標 の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの 調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間に おける業務の実績の全体について総合的な評定をして、 行わなければならない。
- **3** 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の 評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間 の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させ る必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般 にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を 講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時に おいて、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃 に関し、主務大臣に勧告することができる。